

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 三朝温泉保護対策要綱(自然保護課)

## 告 示

鳥取県告示第七百六十号

三朝温泉保護対策要綱を次のように定める。

平成三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三朝温泉保護対策要綱

(目的)

第一条 この要綱は、温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)に定めるもののほか、三朝温泉における温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成

分の変化等の衰退現象を防止し、もって三朝温泉の恒久的な保護と適正な利用の推進を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 源泉 温泉ゆう出路をいう。
- 二 利用源泉 既に温泉を採取している源泉をいう。
- 三 代替掘削 利用源泉の代替として、これと近接した位置に当該利用源泉と同等の口径及び深度を有する源泉を掘削することをいう。
- 四 増掘 源泉の口径を拡張し、深度を増加し、又は温泉ゆう出口を切り下げをいう。
- 五 特殊ポンプ 水中ポンプ、ボアホールポンプ、ジェットポンプ、ジェット付渦巻ポンプ、気泡ポンプその他これらと同等の機能を有するポンプをいう。

(温泉特別保護地域等の設定)

第三条 三朝温泉の区域内に温泉特別保護地域(以下「特別保護地域」という。)、温泉保護地域(以下「保護地域」という。)及び温泉準保護地域(以下「準保護地域」という。)を設定する。

2 特別保護地域とは、自噴帯を形成している地域であり、源泉相互間における温泉のゆう出量、温度等の影響が著しく、温泉資源を積極的に保護しなければならない区域をいい、その区域は、別表のとおりとする。

3 保護地域とは、現に温泉がゆう出し、又はゆう出が予想される区域のうち、適正な保護をしなければ源泉相互間における温泉のゆう出量、温度等に影響を及ぼすおそれのある区域(特別保護地域を除く。)で、そ

の区域は、別表のとおりとする。

4 準保護地域とは、現に温泉がゆう出し、又はゆう出が予想される区域のうち、適正な利用をしなければ源泉相互間における温泉のゆう出量、温度等に影響を及ぼすおそれのある区域（特別保護地域及び保護地域を除く。）で、その区域は、別表のとおりとする。

（特別保護地域内における掘削等の制限）

第四条 特別保護地域内における新たな源泉の掘削は、原則として認めないものとする。ただし、次の第一号から第四号までのいずれかに該当する場合の代替掘削及び第五号に該当する場合の掘削については、この限りでない。

一 利用源泉が災害により埋没し、原状に回復することが著しく困難と認められるとき。

二 利用源泉の崩壊、導水管の閉そく等によりゆう出量が著しく減少し、しゅんせつ工事を行ってもゆう出量の回復が困難と認められるとき。

三 利用源泉に係る土地を使用する権利の更新ができないとき。

四 国、県又は三朝町が公益上必要と認めて行う工事等により、利用源泉が埋没を余儀なくされたとき。

五 県又は三朝町が、温泉資源の有効かつ適正な利用を目的として源泉を整理統合するために掘削するとき。

2 特別保護地域内における増掘は、原則として認めないものとする。ただし、利用源泉のゆう出量が著しく減少した場合で、増掘以外の方法によつてはゆう出量の回復が困難と認められるときは、この限りでない。

この場合において、源泉のゆう出口の切下げを行うときは、その深度は、地表面から二・〇メートル以内とする。

3 特別保護地域内における動力の装置については、源泉に直結しての使用は原則として認めないものとする。ただし、動力によらなければ温泉の利用が不可能な場合であつて次の各号のいずれにも該当するものについては、この限りでない。

一 ポンプが、特殊ポンプ以外のものであること。

二 動力の出力が、〇・七五キロワット以下であること。

三 動力ポンプの設置位置の深度が、地表面から二・〇メートル以内であること。

4 第一項の掘削又は第二項の増掘をする場合の源泉の口径は七十六・二ミリメートル以内とする。

5 知事は、第一項ただし書の規定により源泉の掘削又は代替掘削をした者に対し、掘削又は代替掘削の完了後、速やかに、旧源泉を完全に埋没させるものとする。

（保護地域内における掘削等の制限）

第五条 保護地域内における新たな源泉の掘削は、原則として認めないものとする。ただし、前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合の代替掘削及び第五号に該当する場合の掘削並びに温泉資源の有効かつ適正な利用を図るために、県又は三朝町が源泉を掘削する場合の掘削については、この限りでない。この場合において、掘削（前条第一項各号のいずれかに該当する場合の掘削を除く。）を行うときは、他の源泉との間隔は、百メートル以上とする。

2 保護地域内における増掘は、原則として認めないものとする。ただし、利用源泉のゆう出量が著しく減少した場合で、増掘以外の方法によつてはゆう出量の回復が困難と認められるときは、この限りでない。この場

合において、源泉のゆう出口の切下げを行うときは、その深度は、地表から二・〇メートル以内とする。

3 保護地域内における動力の装置については、源泉に直結しての使用は原則として認めないものとする。ただし、動力によらなければ温泉の利用が不可能な場合であつて次の各号のいずれにも該当するものについては、この限りでない。

- 一 ポンプが、特殊ポンプ以外のものであること。
- 二 動力の出力が、一・五キロワット以下であること。
- 三 動力ポンプの設置位置の深度が、地表面から二・〇メートル以内であること。

4 第一項の掘削又は第二項の増掘をする場合の源泉の口径は百一・六ミリメートル以内とする。

5 前条第五項の規定は、保護地域内における源泉の掘削について準用する。

(準保護地域内における掘削等の制限)

第六条 準保護地域内における新たな源泉の掘削は、第四条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合の代替掘削又は第五号に該当する場合の掘削及びその他の場合の掘削で他の源泉との間隔が八十メートル以上である場合に限り認めるものとする。

2 準保護地域内における増掘は、周辺の利用源泉に及ぼす影響を考慮した上認めるものとする。ただし、源泉のゆう出口の切下げを行うときは、その深度は地表面から三・〇メートル以内とする。

3 準保護地域内における動力の装置については、次の各号のいずれにも該当するものに限り認めるものとする。

一 ポンプが、特殊ポンプ以外のもの（運転水位が著しく低い場合又は温泉の温度が著しく高い場合で通常のポンプでは温泉を汲み上げることができない場合を除く。）であること。

- 二 動力の出力が、二・二五キロワット以下であること。
- 三 動力ポンプの設置位置の深度が、地表面から三・〇メートル以内であること。

4 第一項の掘削又は第二項の増掘をする場合の源泉の口径は百五十二・四ミリメートル以内とする。

5 第四条第五項の規定は、準保護地域内における源泉の掘削について準用する。

(掘削又は増掘に係る影響調査)

第七条 知事は、特別保護地域、保護地域又は準保護地域内において掘削又は増掘（温泉ゆう出口の切下げを除く。以下同じ。）をした者に対し、当該掘削又は増掘の完了後、速やかに、県の立会いの下に当該掘削又は増掘に係る源泉の近隣源泉への影響調査を実施させ、その結果を報告させるものとする。

2 知事は、特別保護地域、保護地域又は準保護地域内において温泉ゆう出口の切下げをしようとする者に対し、事前に、県の指導の下に当該切下げに係る源泉の近隣源泉への影響調査を実施させ、その結果を報告させるものとする。ただし、掘削又は増掘後引き続き温泉ゆう出口の切下げをしようとする場合は、この限りでない。

(未利用源泉等に対する措置)

第八条 知事は、特別保護地域、保護地域又は準保護地域内において源泉を掘削した者に対し、掘削工事の完了した後一年以内に適正な利用を行

うよう努めさせるものとする。

2 知事は、特別保護地域、保護地域又は準保護地域内において温泉を採取する者に対し、その採取を廃止したときは、当該温泉を完全に埋没するよう努めさせるものとする。

(温泉ゆう出目的以外の土地掘削の届出)

第九条 知事は、特別保護地域、保護地域又は準保護地域内において水井戸の掘削をしようとする者に対し、あらかじめ、様式第一号による届出書を提出させるものとする。

2 知事は、特別保護地域又は保護地域内において建築物の地下工作工事その他の地下工作工事をしようとする者に対し、あらかじめ、様式第二号による届出書を提出させるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成三年十月二十五日から施行する。

2 三朝温泉保護に関する措置基準(昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十九号)は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に三朝温泉保護に関する措置基準により許可を受けているものについては、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第三条関係)

区 分	区 域
特別保護地域	東伯郡三朝町大字山田字市ヶ坪、字築瀬、字北平及び字石湯並びに同町大字三朝字半田、字村通、字森崎及び字塚田の各一部(次の図に示す部分に限る。)

保 護 地 域

東伯郡三朝町大字三朝字下河原の全部、同町大字山田字土手下、字馬場、字先の土井、字北平、字市ヶ坪、字築瀬及び字石湯並びに同町大字三朝字湯谷口、字外谷、字砂子田、字小嶽、字下古川、字半田、字村通、字森崎、字塚田及び字谷口の各一部(次の図に示す部分に限る。)

準 保 護 地 域

東伯郡三朝町大字山田字中道、字渡り上り、字下河原、字上河原及び字中島、同町大字三朝字東畑及び字石田の各全部並びに同町大字山田字下莊、字上莊、字養大榎、字馬場、字土手下、字先の土井、字釋向及び字北平並びに同町大字三朝字外谷、字砂子田、字小嶽、字下古川及び字株湯の各一部(次の図に示す部分に限る。)

備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県衛生環境部自然保護課に備え置いて縦覧に供する。

様式第1号 (第9条関係)

三朝温泉特別保護地域 (保護地域・準保護地域) 内における

水井戸掘削届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり三朝温泉保護対策要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

□□□□-□□□□

住 所

届出者 氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話) 局 番

水井戸の使用の目的	
地 番	
地 目	
掘削地	
付近の状況	別添のとおり (周囲200mの見取図)
水井戸の 口径等	口径 <input type="text"/> cm 深 さ <input type="text"/> m
井管の種類	
工 事 施 行 者	
工 事 の 施 行 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	

様式第2号 (第9条関係)

三朝温泉特別保護地域 (保護地域) 内における地下工作

工事届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり三朝温泉保護対策要綱第9条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

□□□□-□□□□

住 所

届出者 氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話) 局 番

地下工作物を設置する目的	
地下工作物の種類及び規模	
地 番	
地 目	
地下工作物の設置場所	
付近の状況	別添のとおり (周囲200mの見取図)
工 事 施 行 者	
工 事 の 施 行 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	